

半 期 報 告 書

(第149期中)

自 平成19年4月1日

至 平成19年9月30日

明治製菓株式会社

(184002)

環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

第149期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

明治製菓株式会社

目 次

頁

第149期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	9
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	18
5 【研究開発活動】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【主要な設備の状況】	21
2 【設備の新設、除却等の計画】	21
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表等】	28
2 【中間財務諸表等】	62
第6 【提出会社の参考情報】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81
中間監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第149期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 明治製菓株式会社

【英訳名】 Meiji Seika Kaisha, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 佐藤尚忠

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目4番16号

【電話番号】 (03)3272-6511(大代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務法務室長 重信通泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目4番16号

【電話番号】 (03)3273-3353(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務法務室長 重信通泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第147期中	第148期中	第149期中	第147期	第148期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	176,097	183,995	187,087	382,429	393,853
経常利益 (百万円)	4,300	2,623	3,688	16,160	12,627
中間(当期)純利益 (百万円)	1,630	849	2,400	8,678	5,480
純資産額 (百万円)	148,392	160,346	159,990	157,761	162,763
総資産額 (百万円)	333,124	346,404	341,384	348,281	351,514
1株当たり純資産額 (円)	387.13	411.88	412.16	413.53	419.62
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	4.25	2.23	6.33	22.41	14.39
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.5	45.3	45.8	45.3	45.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,871	4,129	6,120	19,513	17,318
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,284	△8,639	△10,059	△18,822	△18,387
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,566	△2,846	△3,071	△4,687	△3,138
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	13,702	11,330	7,932	18,755	14,513
従業員数 (期間平均臨時従業員数) (名)	6,423 (4,164)	6,295 (3,852)	6,391 (4,716)	6,303 (4,016)	6,275 (4,180)

(注) 1 「売上高」には消費税等は含まれておりません。

- 2 第148期中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 3 「潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益」については、潜在株式がないため表示しておりません。
- 4 「従業員数」は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第147期中	第148期中	第149期中	第147期	第148期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	131,263	134,463	136,577	289,125	294,629
経常利益 (百万円)	3,189	1,192	2,967	12,254	8,518
中間(当期)純利益 (百万円)	1,682	638	2,520	7,876	4,061
資本金 (百万円)	28,363	28,363	28,363	28,363	28,363
発行済株式総数 (株)	385,535,116	385,535,116	385,535,116	385,535,116	385,535,116
純資産額 (百万円)	141,538	148,353	145,231	149,280	148,545
総資産額 (百万円)	302,786	314,946	308,057	316,698	316,981
1株当たり純資産額 (円)	369.25	389.15	383.09	391.31	391.76
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	4.39	1.68	6.65	20.34	10.66
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	3.50	3.50	3.50	10.00	7.00
自己資本比率 (%)	46.7	47.1	47.1	47.1	46.9
従業員数 (期間平均臨時従業員数) (名)	3,829 (1,775)	3,773 (1,656)	3,694 (1,609)	3,759 (1,739)	3,678 (1,640)

(注) 1 「売上高」には消費税等は含まれておりません。

- 2 第148期中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、潜在株式がないため表示しておりません。
- 4 第147期事業年度の「1株当たり配当額」10円には、創立90周年記念配当3円が含まれております。
- 5 「従業員数」は就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当社グループは明治製菓株式会社(当社)及び子会社32社、関連会社11社により構成されており、事業は、菓子・食品、薬品等の製造、販売を中心として、ビル賃貸事業ほか各種サービス事業を営んでおります。

主な事業内容の変更はありません。

当中間連結会計期間における各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

〔フード&ヘルスケア事業〕

当中間連結会計期間において、非連結子会社であった明治制果（上海）有限公司及び明治制果食品工業（上海）有限公司の2社は、その重要性が高まったことから、新たに連結子会社となりました。

また、連結子会社であった明治アクアスポーツ㈱は、事業運営全体の効率化及びザバスブランドの拡大を図るとの観点から、平成19年4月1日付で、連結子会社である㈱明治スポーツプラザに吸収合併されております。

〔薬品事業〕

特に変更はありません。

〔ビル賃貸事業他〕

特に変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、次の非連結子会社が新たに連結子会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	子会社の議決権に対する所有割合		関係内容				
				直接所有(%)	間接所有(%)	役員の兼任等(名)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
明治制果(上海)有限公司	中国上海市	千米ドル4,000	菓子その他食料品の販売	100	—	兼任5出向2	なし	当社製品の購入	なし	なし
明治制果食品工業(上海)有限公司	中国上海市	千米ドル30,000	菓子その他食料品の製造・販売	100	—	兼任3出向2	なし	当社半製品の購入	なし	なし

また、連結子会社であった明治アクアスポーツ㈱は、平成19年4月1日付で、連結子会社である㈱明治スポーツプラザに吸収合併されております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
フード&ヘルスケア事業	3,317 (4,149)
薬品事業	2,981 (553)
ビル賃貸事業他	— (1)
全社(共通)	93 (13)
合計	6,391 (4,716)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 ()内は期間平均臨時従業員数であります。
3 全社(共通)は、人事、総務等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	3,694 (1,609)

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 ()内は期間平均臨時従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、明治製菓労働組合と称し、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟しております。

当社グループの労働組合の友誼組織としては、明治製菓系列労働組合連絡会議があり、当社及び関係会社の9組合が加盟しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加などから景気は回復基調にあるものの、製造業を取り巻く環境は、原油価格や原材料価格の上昇により、厳しい状況にあります。

このような事業環境下、当社グループは、2008年度（2009年3月期）を最終年度とする中期経営計画「D A S H ! 0 8」を達成するために、菓子需要を喚起する新規性の高い商品開発や「健康」「海外」「ジェネリック医薬品」の重点分野を中心に戦略投資を行うなど、全グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は1,870億87百万円（前年同期比1.7%増）、経常利益は36億88百万円（同40.6%増）、中間純利益は24億円（同182.7%増）となりました。

〔フード&ヘルスケア事業〕

フード&ヘルスケア事業の連結売上高は1,338億96百万円（前年同期比0.9%増）、営業利益は、原材料価格高騰の影響を大きく受け、2億91百万円（同82.9%減）となりました。なお、当中間連結会計期間より、明治制果（上海）有限公司及び明治制果食品工業（上海）有限公司を連結子会社としております。

主力の菓子事業につきましては、引き続き「大人向け市場」の活性化を図り、機能性のみならず高級・風味などをキーワードに付加価値の高い商品を発売する一方、「おいしい・楽しい」という菓子本来の価値を訴求する商品の発売や各カテゴリーの充実を図った結果、前年同期の売上を上回り過去最高となりました。

品目別では、チョコレートは、母の日に関連する販促活動により主力の「ミルクチョコレート」が増売となったほか、「アーモンドチョコレート」「マカダミアチョコレート」などが好調に推移しましたが、「チョコレート効果」の減売が響き、全体では減収となりました。ガムは、発売10周年に伴い「シリッシュ」を全品リニューアルし、テレビCM及び積極的な販促活動を展開した結果、大幅に伸長しました。キャンデーは、好調なグミ市場にあって、主力の「果汁グミ」「ぷるん」が大幅に伸長しました。

健康事業につきましては、店頭での露出拡大と機能情報発信による主力ブランドの拡大・育成に取り組みましたが、前年同期並みの売上となりました。

品目別では、「アミノコラーゲン」は、コラーゲン市場の競争激化により減売を余儀なくされました。「ザバス」は、“水に溶ける”を追求した「ザバスアクアプロテイン」が好調に推移するとともに、プロサッカーチームの浦和レッズとのトップパートナーシップが認知の拡大を促し、大幅な増売となりました。一般用医薬品の「イソジンうがい薬」は、店頭での露出強化に加え、企画商品「イソジンうがい薬 カバくん計量スタンド付き」も売上に寄与し、増売となりました。

海外事業につきましては、輸出は、米国・フィリピン等の主要マーケットへのチョコレートの販売が堅調に推移するとともに、アジア市場におけるコンビニエンスストアへの取組みを強化し、また、「アミノコラーゲン」を中心に健康事業分野の輸出も拡大し、前年同期を上回りました。輸入は、主力商品の「スナイダーズ」が順調に推移したものの、高カカオチョコレートが苦戦し、前年同期を下回りました。

業務用食材事業につきましては、製菓材（チョコレート・ココア関連商品）は、外食チェーン・コンビ

ニエンスストア・テーマパークへの積極的な商品提案が奏功し、また、食材も農産品や冷凍果実・果汁が順調に売上を伸ばした結果、前年同期を上回りました。

連結子会社の業績につきましては、国内では、株式会社明治フードマテリアは、糖化穀粉事業が好調に推移し増売となりました。また、株式会社明治スポーツプラザは、株式会社フォレスタクリエーションが経営するフィットネスクラブを譲り受け、本年5月より営業を開始し業容の拡大に努めております。海外では、明治製菓シンガポール社は、主力の「ヤンヤン」「ハローパンダ」が現地市場及び近隣諸国で順調に伸長するとともに、「プッカ」の製造・販売も開始し、大幅な増収となりました。一方、米国スタウファー・ビスケット社は、競争激化により減収となりました。また、新たに連結子会社とした明治制果（上海）有限公司は、売上が順調に拡大しております。

以上の結果、連結子会社全体としては、前年同期並みの売上を確保しました。

〔薬品事業〕

薬品事業の連結売上高は516億63百万円（前年同期比3.7%増）、増売とコスト削減効果により営業利益は24億52百万円（前年同期営業損失1億34百万円）となりました。

医療用医薬品につきましては、主力の抗菌薬「マイアクト」が、きめ細かな学術普及活動と積極的な営業活動を展開した結果、大幅な増売となりました。また、外用消毒剤「イソジン」、抗菌薬「ホスミシン」「ハベカシン」は減売を余儀なくされましたが、抗うつ薬「デプロメール」、アレルギー性疾患治療薬「エバステル」は好調に推移しました。ジェネリック医薬品は、抗菌薬「バンコマイシンMEEK」の大幅な増売に加え、昨年7月以降に発売した6製品、及び本年7月に新たに発売した抗精神病薬「リスペリドンMEEK」等5製品の売上が寄与し、大幅に伸長しました。

農薬は、主力のいもち病防除剤「オリゼメート」が、いもち病の発生が少なかったこと、及びいもち病耐性稻の普及により、前年同期を下回りました。また、動物薬は、コンパニオンアニマル用薬では、鎮静・鎮痛剤の販売ライセンス返還により減売を余儀なくされましたが、家畜用薬及び水産用薬とともに順調に推移し、前年同期並みの売上を確保しました。

海外事業につきましては、主力の「マイアクト」が発売国の増加等により好調に売上を伸ばし、加えて抗菌薬「ミオカマイシン」「メデマイシン」「マイセリン」が積極的な営業活動により大幅な増売となり、順調に推移しました。

連結子会社の業績につきましては、国内では、北里薬品産業株式会社は、はしかの流行により麻しん及びMRワクチンが大幅な増売となり、また、医療ニーズの高まりから販売再開となった日本脳炎ワクチンの売上も寄与し、全体で増売となりました。海外では、東南アジアのP.T.メイジ・インドネシア社及びタイ・メイジ社は、「マイアクト」、飼料添加物「コリスチン」を中心とした現地向け販売が堅調に推移しました。また、スペインのテデック・メイジ フアルマ社は、全体では減収となりましたが、「マイアクト」の大幅な増売と為替の影響により、前年同期並みの売上を確保しました。

以上の結果、連結子会社全体としては、前年同期を上回り好調に推移しました。

〔ビル賃貸事業他〕

ビル賃貸事業他としての連結売上高は15億27百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益は3億49百万円（同32.2%増）となりました。

大都市圏におけるオフィスビルの市況は、好調な業績に支えられ、企業の事業拡大意欲が強く、オフィス拡張のための借り換え需要が増加しております。主力のオフィスビル「ソリッドスクエア」も、既存テナントの増床により入居率が更に上昇したことに加え、賃料の増額改定が奏功し順調に推移しました。

なお、所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

国内における連結売上高は1,719億56百万円、営業利益は32億61百万円となりました。

② アジア

東アジア及び東南アジア諸国における連結売上高は38億64百万円、営業利益は3億13百万円となりました。

③ 北米・欧州

米国及びヨーロッパ諸国における連結売上高は112億66百万円、営業損失は76百万円となりました。

(注) 前中間連結会計期間との業績比較につきましては、全セグメントの連結売上高の合計額に占める本邦の割合が前中間連結会計期間では90%を超えていたため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益の増加に加え、退職年金資産への掛金の拠出の減少などに伴い、前年同期比19億91百万円増加し、61億20百万円の資金収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、菓子工場新製造棟等の有形固定資産取得による支出が増加したことなどにより、前年同期比14億20百万円支出が増加し、100億59百万円の資金支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比2億25百万円支出が増加し、30億71百万円の資金支出となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比65億81百万円減少し、79億32百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
フード&ヘルスケア事業	90,368	+1.3
薬品事業	33,184	△10.6
ビル賃貸事業他	—	—
合計	123,553	△2.2

(注) 1 金額は売価換算額で表示しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、主に販売計画に基づいて生産計画を立てて生産しております。

一部受注生産を行っておりますが、受注高及び受注残高の金額に重要性はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
フード&ヘルスケア事業	133,896	+0.9
薬品事業	51,663	+3.7
ビル賃貸事業他	1,527	+5.0
合計	187,087	+1.7

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの業務上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は平成19年5月15日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(敵対的買収防衛策)」を決議し、同年6月27日開催の第148回定時株主総会において以下の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます)の導入を決議いたしました。

1. 本プラン導入の目的

当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおりますが、近時わが国においても、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報開示もなさない段階で、突如として大規模買付行為(下記2、(2)の「① 適用対象」に定義されます。以下同じとします)を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、当社は、大規模買付行為に際しこれに応じて当社株券等(注1)を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、これまで当社グループは「食と健康」に関わるライフサイエンス事業領域を経営の基盤とし、幅広い事業活動を通じて培われた独自の技術やマーケティングノウハウを蓄積・発展させてまいりました。今後もこれら技術やノウハウの相乗効果を發揮させていくとともに、長年にわたって築かれてきた株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様、従業員等すべてのステークホルダーとの信頼関係を基にして、この事業領域において更に高い品質と安全性を確保した商品・サービス・情報を創出・提供し、広く社会に貢献していくことが当社グループの存在意義であると考えております。こうした特性を十分に理解することなく、また、中長期的な視点に立った経営を行わないのではれば当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思われます。

そこで、当社は、株主の皆様が大規模買付行為を評価する際、大規模買付者(大規模買付行為を行う者をいい、以下同じとします)から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見・代替案等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付行為が行われた際に株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するにあたり、必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保するため、一定の合理的な仕組み(以下「大規模買付ルール」といいます)が必要不可欠であると判断いたしました。また、当社は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 大規模買付ルールの設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、(i)大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要

かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大規模買付行為についての検討・評価等を行う時間を確保した上で、(iii)大規模買付者と交渉したり、株主の皆様に当社取締役会による意見・代替案等を提示させていただくための手続を定めております。

② 新株予約権無償割当て等の実施

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が下記③の特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するものであると最終的に判断したときは、当社取締役会は、新株予約権無償割当て(下記「(4) 新株予約権無償割当ての概要」ご参照)等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「防衛措置」といいます)の実施を決議することができるものといたします。

③ 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため防衛措置を発動するべきか否かについては、当社取締役会が取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って最終的に判断しますが、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は、3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社業務を執行する当社経営陣から独立し、当社及び当社経営陣との間に特別な利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資・銀行業務に精通している者、又はこれらに準じる者)の中から選任されるものといたします。

(2) 大規模買付ルールの内容

① 適用対象

大規模買付ルールは、大規模買付行為について適用されるものとします。大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する買付け又はこれに類似する行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません)をいい、当社取締役会が予め同意したものと除きます。

(i) 当社が発行者である株券等について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等(注4)の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 大規模買付者に対する情報提供等の要求

大規模買付行為を行おうとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、次の各号に定める情報(以下「大規模買付情報」といいます)、及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面(以下、大規模買付情報と併せて「買付説明書」といいます)を当社所定の書式により提出していただきます。

(i) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。以下、大規模買付者と併せて「大規模買付者等」といいます)の詳細(氏名・名称、住所、資本構成、財務内容等を含みます)

(ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の種類・価額、買付時期、買付資金の裏付

け、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産又は今後取得する当社株券等に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の条件、仕組み等を含みます)

(iii) 買付価額の算定根拠(算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます)

(iv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容

(v) 大規模買付者に対する資金の提供者の概要(氏名・名称、住所、資本構成等を含みます)

(vi) 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画

(vii) 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠

(viii) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係についての方針(改変の計画の有無及び改変の計画がある場合にはその内容)

(ix) その他特別委員会が必要と判断する情報

当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に対して提出された買付説明書については、速やかに特別委員会へ提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分であるか否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限(原則として、大規模買付者が当社取締役会の追加情報提出の求めを受けた日後30日を上限とします)を定めた上で、当社取締役会を通じて大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることができます。

③ 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

(i) 大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会は、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、その日(大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めた旨を公表した場合には当該公表日)を開始日とし、原則として90日間(なお、買付けの目的・方法、買付対価の種類等、当該大規模買付行為の評価の難易度に応じてこれより短い期間となることがあります)を「特別委員会検討・評価期間」として、検討・評価、意見形成を行うものとします。

特別委員会検討・評価期間の開始日の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討・比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても適宜回答期限(原則として30日を上限とします)を定めた上で企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることができます。

特別委員会は、提供された大規模買付情報及び当社取締役会からの情報・資料等を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見(防衛措置の発動の是非に関する勧告を含みます)を慎重に取りまとめることとします。なお、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます)に助言を求めることがあります。

当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、当該意見に基づき、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、又は当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することができます。

なお、特別委員会が特別委員会検討・評価期間内に当社取締役会に対して意見を提出し、又は防衛措置の発動の是非につき勧告するに至らない場合には、必要な範囲で特別委員会検討・評価期間を延長することができ、合理的な必要がある場合には更に延長することができるものとします。

(ii) 情報開示

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に対して提出された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の規則等の遵守を前提とし、かつ、特別委員会の意見も勘案し、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当該公表がなされた場合には、特別委員会は、当社取締役会を通じて次の事項を適宜適切に公表いたします。

- (a) 特別委員会が大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたこと
- (b) 特別委員会検討・評価期間の延長が決定された場合(更に特別委員会検討・評価期間を延長することが決定された場合を含みます)には、その旨及び理由、延長期間その他特別委員会が必要と認める事項

また、当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに、適宜適切に公表いたします。

④ 特別委員会による勧告

特別委員会は、原則として特別委員会検討・評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する意見を提出するとともに、防衛措置の発動の是非について勧告するものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否かについて速やかに決議するものとします。なお、大規模買付行為は、当社取締役会が防衛措置に関する決定を最終的に行つた後に開始されるべきものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに公表いたします。

(3) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合(特別委員会検討・評価期間内に大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合、並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提供されなかった場合を含みます)には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することができます。

当社取締役会は、本プランに基づく防衛措置として新株予約権無償割当て(その詳細は下記「(4) 新株予約権無償割当ての概要」ご参照)を実施する場合、大規模買付者等による権利行使は認められないとの条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社普通株式と引き換えに当該新

株予約権を取得する旨の取得条項等を設定することがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、当該大規模買付行為に対する防衛措置を発動いたしません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を考慮の上ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することができます。具体的には、次のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合に該当するものとします。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等をつり上げて高値で当社関係者に引き取らせる目的として当社株券等の買付けを行っていると判断される場合(いわゆるグリーンメーラー)
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配し、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価等の急上昇の機会を狙って高値売抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っていると判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで株券等を買い付けること)等、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上株主の皆様に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が部分的公開買付けであることをもって直ちにこの場合に該当するものではありません)
- (vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法(買付対価の種類・価額、買付時期等を含みます)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると、合理的な根拠をもって判断される場合
- (vii) 大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、株主の皆様はもとより、当社の従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランドの価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると、合理的な根拠をもって判断される場合
- (viii) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると、合理的な根拠をもって判断される場合

③ 防衛措置発動の停止等

特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の発動を決定した後であっても、特別委員会の勧告後に大規模買付行為が撤回された場合、又は当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、防衛措置を発動することが相当でないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動の中止を勧告し、又は既に行つた勧告を撤回することができるものとします。このような特別委員会の中止勧告又は勧告の撤回がなされた場合、防衛措置の発動によって生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ、株主の皆様の利益を損なわないとときに限り、当社取締役会は、防衛措置の停止又は変更を行うことがあります。

また、特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の不発動を決定した後であっても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められる状況となった場合には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動を勧告することができるものとします。このような特別委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為に対する防衛措置の発動を決定することができます。

(4) 新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づく新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりであります。

① 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(i) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記②に基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社株式の数を控除します)に相当する数とします。

(ii) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式(ただし、当社の有する当社株式を除きます)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

(iii) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とします。

② 新株予約権の内容

(i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます)は1株とします。ただし、当社が株式の分割、株式の併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

(ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とした時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める額とします。

(iii) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、3ヵ月間の範囲内で当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は取得日の前営業日までとします。

- (iv) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
は、当社取締役会が別途定める額とします。
- (v) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
- (vi) 新株予約権の行使条件
次の者は新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定めることができます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。
- (a) 特定大量保有者(注9)
 - (b) 特定大量保有者の共同保有者(注10)
 - (c) 特定大量買付者(注11)
 - (d) 特定大量買付者の特別関係者(注12)
 - (e) 上記(a)から(d)までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、又は承継した者
 - (f) 上記(a)から(e)までに記載の者の関連者(注13)
- (vii) 当社による新株予約権の取得
次の事項等を新株予約権の取得条項として定めることができます。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。
- (a) 当社は、当社取締役会が定める取得日の到来をもって、新株予約権(ただし、上記「(vi) 新株予約権の行使条件」に記載の新株予約権を行使することができない者の有する新株予約権を除く)を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個について、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
 - (b) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (viii) その他
その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、平成19年6月27日開催の第148回定時株主総会において承認された時から当該株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

更に、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適時適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本プランの変更は、原則として、その都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うことといたします。

(6) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めができるものとします。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
- (注9) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいいます。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注11) 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます)により、当社が発行者である株券等の買付け等(株券等及び買付け等は同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後においてその者が所有(所有に準じる場合として金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます)する株券等に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします)と、その者の特別関係者(注12)に係る株券等所有割合の合計が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- (注13) 実質的に本文2、(4)、②の「(vi) 新株予約権の行使条件」の(a)から(e)までに記載の者(以下「当該者」といいます)を支配し、当該者に支配され、若しくは当該者と共同の支配下にある者、又は当該者と協調して行動する者として、当社取締役会が認めた者をいいます。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 当中間連結会計期間において発効した重要な契約は次のとおりであります。

技術援助契約

業務提携契約

契約会社名	相手先	契約の発効日	有効期間	契約の内容	
				目的	実施料
明治製菓(株)	富士レビオ(株)	平成19. 8. 23	販売開始から5年間。以後1年間毎の自動延長。	エスプレイン インフルエンザA&B-Nの共同販売契約。	対価なし。
"	万有製菓(株)	平成19. 9. 27	共同販促開始から5年間。以後1年間毎の自動延長。	シングレアの共同販促契約。	正味売上高に対し一定率の共同販促手数料を受け取る。

(2) 当中間連結会計期間において生じた重要な契約の変更はありません。

(注) なお、平成19年10月19日付で次の合弁契約が変更されております。

契約会社名	相手先	契約の発効日	有効期間	合弁会社の内容	契約会社出資額
シンガポール国 メイジセイカシンガポール社	三井物産(株)外	平成17. 2. 28	合弁会社の存続期間。	社名 :ファイブスター ズ・デイリー・ イングリディエンツ社 目的 :粉乳調製品の 製造、販売 資本金 :500万米ドル 設立 :平成17.3. 7	255万米ドル (資本金の51%)

(注) 下線部は変更部分を示しており、相手先である三井物産(株)が同社の子会社であるアジア・大洋州三井物産(株)に合弁会社の株式を一部譲渡したことによる変更であります。

(3) 当中間連結会計期間において終了した重要な契約はありません。

5 【研究開発活動】

〔フード&ヘルスケア事業〕

「おいしい・楽しい」「健康」「安心」のMeijiブランドを一層強固なものとするため、研究部門の要員を充実させるとともに、約16億円の研究開発費を投入しました。現在、新商品と生産技術の開発、カカオ研究の推進、品質保証技術の開発、機能性素材の開発と評価試験等、幅広く研究開発を進めております。

(1) 菓子事業

チョコレートでは、チョコ生地と他の食材を組み合わせた“新しいおいしさ”の掘下げを行い、二度焼きパンのシャリッとした新食感を楽しめる「パンキー」、塩味によりチョコの甘味を引き立たせた「北海道チョコポテト」を大型新商品として発売しました。また、素材と品質にこだわった「ショコライフ」の新ラインアップ開発、高ポリフェノールチョコ「チョコレート効果」と「カカオスタイル」の商品見直しを行い、成長市場である大人向けチョコ分野の強化を図りました。

グミでは、市場におけるシェア拡大を図るために、グミ内部に微細な砂糖結晶を形成させた新食感グミ「KAON（果音）」を開発・発売する一方、液体センター注入技術を活かした「ぷるるん」群の強化を行いました。

ガムでは、消臭効果を高める技術を開発し、キシリッシュの全商品に応用しております。

(2) 健康事業

カカオ豆の特性研究と機能研究の成果に基づいて、他社に類をみない800mgの高濃度ポリフェノール含量ココア「テオプロ ココア P-800」を発売しました。LDLコレステロール値が高めの方がココアを28日間摂取することにより、LDLコレステロール値が有意に低下することを確認し、ココアの健康機能の普及につなげております。

「アミノコラーゲン」は、脱臭技術を進化させてより高品質な商品に改良しました。また、特殊乳化技術を用い“水に溶ける”を追求した「ザバス アクア」はドリンクなど、シリーズを充実させました。

カレーは、主力の銀座シリーズに新たに「銀座シチュウ」を加えて商品群の充実を図りました。

独自性のある健康素材カシスについては、健康機能を学会・マスコミで啓蒙する一方、普及版サプリメントとして「カシス-i A50」を投入してブランドの育成を図りました。同じく、砂糖に代わる甘味料「GF2顆粒」についても、調理レシピを充実させてweb上の“おいしさと楽しさ”的普及に活用する一方、関連商品（「GF2続けるココア」「GF2コーヒーゼリー」「GF2糖とたかう甘藷若葉青汁」）を発売し、ブランド育成活動を継続しております。

また、最先端分析機器を導入して品質分析の迅速化と精度の一層の改善を図るとともに、食品中の微生物制御や抗酸化など品質向上のための基礎技術開発も継続し、“安心・安全”的観点からもお客様の信頼が得られるように努めています。

〔薬品事業〕

薬品事業におきましては、医療用医薬品における感染症、中枢神経系領域でのスペシャリティファーマを目指すとともに、今後拡大が予想されるジェネリック医薬品、薬局・薬店向け医薬品、農薬、動物薬等グループ全体を視野に入れ、積極的な研究開発活動を行っております。

医療用医薬品における具体的な開発品目の進捗状況につきましては、以下のとおりです。

「メイアクト」は、欧州では尿路感染症の適応拡大に向けてスペインとギリシャで臨床試験をスタートしました。中国での小児への適応拡大については申請対応中です。その他、イタリアでは薬価取得の交渉中であり、トルコでは小児用細粒の承認を取得し発売準備中です。

抗うつ薬「デプロメール」の75mg錠の剤型追加は、本年3月に申請し、2008年の承認取得を目指しています。

「ハベカシン注射液」の用法・用量一変は本年6月に申請し、2008年の承認取得を目指しています。

日本オルガノン株式会社より導入の抗うつ薬「Org3770」は本年7月に申請し、2009年初めの承認取

得を目指しています。

経口用カルバペネム系抗菌薬「ME1211」は、現在、社会的に問題となっております小児の耐性肺炎球菌、耐性インフルエンザ菌などによる上気道感染症に対する医療ニーズを踏まえて小児適応での開発を先行させ、年内に申請する予定で準備を進めております。

C型慢性肝炎治療薬「ME3738」は、経口吸収性の改善された新製剤により用量探索のための臨床第二相試験を終了し、次の臨床試験の準備を開始しております。

注射用カルバペネム系抗菌薬「ME1036」は、本年7月より米国での臨床第一相試験をスタートしました。

抗アレルギー薬「ME3301」につきましては、導出の可能性について検討しております。

生物産業分野におきましては、農薬事業では、既登録農薬である「ビルダープリンス粒剤」等の15剤の適用拡大登録を取得しました。また、昨年11月に農薬登録申請を行った自社開発の除草剤「ザクサ液剤」は、早期認可を目指して申請対応を進めております。更に、新規水稻用殺菌剤「AF-02」は公開委託試験を実施しております。動物薬事業では、コンパニオンアニマル向けに猫用駆虫剤「モナリート」を上市しました。「水産用ダイメトンソーダ」は、すずき目魚類のノカルジア症に対する効能・効果の承認を取得しました。また、家畜用抗菌剤「ME4129」の製造承認を申請しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の研究開発費は、フード&ヘルスケア事業では15億87百万円（前年同期比6.3%増）、薬品事業では50億77百万円（同15.0%減）、全体では66億65百万円（同10.7%減）となりました。

主な研究所における研究開発活動は次のとおりであります。

食料健康総合研究所	: 菓子・食品（健康関連含む）の商品開発及び新技術の開発並びに食品・薬品関連分野の中長期の素材開発及びそれに伴う技術開発
バイオサイエンス研究所	: 生産品目、次期導入品目の菌株育種及び培養・精製技術の確立、品質向上、コスト低減による工場支援並びにバイオ資源を活用した医薬品・農薬・動物薬・酵素・ジェネリック原料及び健康事業分野の新製品創出
医薬総合研究所	
(1) 薬理研究所	: 感染症領域を中心とした創薬研究、ゲノム研究、開発研究、学術支援研究、導入薬評価
(2) 化学研究所	: 合成創薬のためのリード化合物の探索とその最適化、合成法検討、機器分析による構造解析並びに分子設計、天然物の精製
(3) 動態安全性研究所	: 薬物の安全性評価・薬物動態評価、学術支援研究
(4) 開発技術研究所	: 薬物の物性・規格安定性評価、製剤設計・製剤開発、治験薬製造、大量合成法検討・製造法確立、品質管理・品質保証
生物産業研究所	: 新規農薬・動物薬の創出と新製剤開発、既存品評価

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた当社岐阜工場（薬品事業）における酵素製造設備の増設につきましては、需要の伸びが当初の予想を下回る見通しとなったため、中止いたしました。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	完了年月	完成後の 増加能力
明治製菓㈱	関東工場 (埼玉県坂戸市)	フード&ヘルスケア事業	チョコレート製造設備	平成19年4月	
㈱ロンド	本社工場 (神奈川県横浜市都筑区)	フード&ヘルスケア事業	製品倉庫	平成19年7月	
明治チューインガム㈱	本社工場 (愛知県清須市)	フード&ヘルスケア事業	工場	平成19年7月	

(注) 当社グループは、品質・形状を異なる各種食料品・薬品を製造しており、その設備の共用化が多岐にわたっているため、上記完成後の増加能力の算定は困難であります。

(3) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額		資金調 達方法	着工年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
明治製菓(株)	関東工場 (埼玉県坂戸市)	フード & ヘルスケア事業	キャンデー製造設備新設	240	—	自己資金	平成19年10月	平成19年12月	
〃	関東工場 (埼玉県坂戸市)	フード & ヘルスケア事業	ガム製造設備増設	240	—	自己資金	平成19年10月	平成20年6月	
〃	東海工場 (静岡県藤枝市)	フード & ヘルスケア事業	チョコレート製造設備新設	250	—	自己資金	平成19年10月	平成19年12月	
〃	大阪工場 (大阪府高槻市)	フード & ヘルスケア事業	建物付帯設備増設	213	—	自己資金	平成19年10月	平成20年1月	
〃	関東MC・MDC (埼玉県坂戸市)	フード & ヘルスケア事業	建物増設	1,080	330	自己資金	平成19年8月	平成20年3月	
〃	関東MC・MDC (埼玉県坂戸市)	フード & ヘルスケア事業	物流設備増設	1,260	—	自己資金	平成19年8月	平成20年5月	
〃	関西MC・MDC (大阪府高槻市)	フード & ヘルスケア事業	建物増設	730	278	自己資金	平成19年10月	平成20年3月	
〃	関西MC・MDC (大阪府高槻市)	フード & ヘルスケア事業	物流設備増設	1,160	—	自己資金	平成19年10月	平成20年5月	
〃	小田原工場 (神奈川県小田原市)	薬品事業	経口製剤検査・ 包装設備新設	255	—	自己資金	平成20年3月	平成20年5月	

- (注) 1 当社グループは、品質・形状を異なる各種食料品・薬品を製造しており、その設備の共用化が多岐にわたっているため、上記完成後の増加能力の算定は困難であります。
- 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 重要な設備の除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	796,104,000
計	796,104,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	385,535,116	385,535,116	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	385,535,116	385,535,116	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日	—	385,535,116	—	28,363	—	34,935

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	18,763	4.87
第一生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	16,163	4.19
日本マスタートラスト信託銀行 株(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	15,964	4.14
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	14,707	3.81
明治乳業株	東京都江東区新砂1-2-10	10,811	2.80
富国生命保険(相) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株)	東京都千代田区内幸町2-2-2 (東京都中央区晴海1-8-12)	10,001	2.59
日本トラスティ・サービス信託 銀行株(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,814	2.03
株式会社三井東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	6,804	1.77
東京海上日動火災保険株	東京都千代田区丸の内1-2-1	6,512	1.69
三菱UFJ信託銀行株 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株)	東京都千代田区丸の内1-4-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	5,481	1.42
計	—	113,022	29.32

(注) 1 上記の他に、当社は自己株式を実質で6,427千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.67%）所持しております。

2 平成19年3月5日付で、株式会社三井東京UFJ銀行及びその共同保有者である以下の法人より連名で大量保有報告書の提出があり、平成19年2月26日現在で19,711千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.11%）を保有する旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	6,804	1.77
三菱UFJ信託銀行株	東京都千代田区丸の内1-4-5	10,950	2.84
三菱UFJ証券株	東京都千代田区丸の内2-4-1	651	0.17
三菱UFJ投信株	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,305	0.34

3 平成19年7月23日付で、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者である以下の法人より連名で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成19年7月13日現在で25,900千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.72%）を保有する旨の報告を受けておりますが、当中間会計期間末現在の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	18,763	4.87
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	2,837	0.74
株式会社みずほ証券	東京都千代田区大手町1-5-1	519	0.13
株式会社みずほ信託銀行	東京都中央区八重洲1-2-1	3,186	0.83
株式会社みずほ投信投資顧問	東京都港区三田3-5-27	595	0.15

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,427,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 236,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 375,358,000	375,358	—
単元未満株式	普通株式 3,514,116	—	—
発行済株式総数	385,535,116	—	—
総株主の議決権	—	375,358	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、都輸送株所有の相互保有株式415株及び当社所有の自己株式95株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49,000株(議決権49個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 明治製菓㈱	東京都中央区京橋 2—4—16	6,427,000	—	6,427,000	1.67
(相互保有株式) 都輸送㈱	東京都港区新橋 3—22—1	26,000	50,000	76,000	0.02
田村製薬㈱	東京都板橋区坂下 3—5—9	10,000	—	10,000	0.00
㈱ニットー	東京都渋谷区富ヶ谷 1—5—1	150,000	—	150,000	0.04
計	—	6,613,000	50,000	6,663,000	1.73

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式の中に含まれております。

2 都輸送㈱が他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における共有持分数	明治製菓取引先持株会	東京都中央区京橋2—4—16

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	576	574	565	567	551	590
最低(円)	545	537	545	518	501	541

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)においてのものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人不二会計事務所により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		12,115		8,769		14,773	
受取手形及び売掛金	※5	76,008		75,982		84,365	
たな卸資産		47,318		46,698		43,180	
繰延税金資産		6,475		4,640		4,862	
その他		6,462		8,071		5,298	
貸倒引当金		△20		△86		△22	
流動資産合計		148,359	42.8	144,075	42.2	152,457	43.4
II 固定資産							
(1) 有形固定資産	※1						
建物及び構築物		149,152		154,095		149,315	
減価償却累計額		76,922	72,229	80,520	73,574	78,526	70,789
機械装置及び運搬具		163,797		170,162		165,124	
減価償却累計額		127,848	35,948	131,483	38,678	129,411	35,712
工具器具備品		16,107		16,250		16,031	
減価償却累計額		14,054	2,052	13,967	2,283	13,997	2,033
土地		24,072		24,413		24,089	
建設仮勘定		2,483		6,221		4,415	
有形固定資産合計		136,787		145,170		137,041	
(2) 無形固定資産							
のれん		2,841		3,245		3,484	
その他		3,351		3,578		3,776	
無形固定資産合計		6,192		6,823		7,260	
(3) 投資その他の資産	※1						
投資有価証券		46,725		40,739		46,937	
長期繰延税金資産		293		308		291	
その他		8,989		5,187		8,712	
貸倒引当金		△943		△921		△1,186	
投資その他の資産合計		55,065		45,314		54,754	
固定資産合計		198,045	57.2	197,308	57.8	199,057	56.6
資産合計		346,404	100.0	341,384	100.0	351,514	100.0

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)	
(負債の部)									
I 流動負債									
支払手形及び買掛金	※5	32,952			32,476			34,902	
短期借入金	※1	23,620			17,705			21,297	
社債(1年以内償還)		20,000			—			20,000	
コマーシャルペーパー		2,500			4,500			4,500	
未払費用		13,870			13,719			13,414	
未払法人税等		1,144			1,310			1,834	
賞与引当金		4,499			3,993			4,278	
返品調整引当金		270			300			340	
売上割戻引当金		4,491			4,708			5,591	
設備支払手形		49			—			119	
その他	※4	8,647			12,218			9,221	
流動負債合計		112,046	32.3		90,933	26.6		115,498	32.9
II 固定負債									
社債		20,000			40,000			20,000	
長期借入金	※1	14,328			19,289			17,130	
長期繰延税金負債		15,425			13,632			15,810	
退職給付引当金		20,776			13,853			16,504	
役員退職慰労引当金		293			233			295	
その他		3,188			3,452			3,510	
固定負債合計		74,011	21.4		90,461	26.5		73,251	20.8
負債合計		186,057	53.7		181,394	53.1		188,750	53.7
(純資産の部)									
I 株主資本									
1 資本金		28,363	8.2		28,363	8.3		28,363	8.1
2 資本剰余金		34,948	10.1		34,948	10.2		34,949	9.9
3 利益剰余金		77,876	22.5		81,793	24.0		81,173	23.1
4 自己株式		△2,256	△0.7		△3,520	△1.0		△3,485	△1.0
株主資本合計		138,931	40.1		141,585	41.5		140,999	40.1
II 評価・換算差額等									
1 その他有価証券評価差額金		18,086	5.2		12,741	3.7		17,245	4.9
2 繰延ヘッジ損益		611	0.2		803	0.3		816	0.3
3 為替換算調整勘定		△607	△0.2		1,121	0.3		44	0.0
評価・換算差額等合計		18,091	5.2		14,666	4.3		18,107	5.2
III 少数株主持分		3,323	1.0		3,738	1.1		3,656	1.0
純資産合計		160,346	46.3		159,990	46.9		162,763	46.3
負債純資産合計		346,404	100.0		341,384	100.0		351,514	100.0

② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	
I 売上高	※ 1	183,995	100.0		187,087	100.0		393,853	100.0	
II 売上原価		104,420	56.8		109,096	58.3		220,942	56.1	
売上総利益		79,574	43.2		77,990	41.7		172,910	43.9	
返品調整引当金繰入額		—	—		—	—		50	0.0	
返品調整引当金戻入額		20	0.1		40	0.0		—	—	
差引売上総利益		79,594	43.3		78,030	41.7		172,860	43.9	
III 販売費及び一般管理費		77,206	42.0		74,314	39.7		160,276	40.7	
営業利益		2,387	1.3		3,716	2.0		12,584	3.2	
IV 営業外収益		26			50			75		
受取利息		734			659			868		
受取配当金		301			298			592		
動産不動産賃貸料		—			148			303		
為替差益		358			258			869		
雑収入		33		1,455	0.8	27	1,442	0.8	112	
持分法による投資利益		652			732			1,313		
V 営業外費用		477			522			1,275		
支払利息		90		1,219	0.7	214	1,470	0.8	190	
たな卸資産廃棄損								2,778	0.7	
雑損										
経常利益		2,623	1.4		3,688	2.0		12,627	3.2	
VI 特別利益	※ 2	185			1,371			249		
固定資産売却益		—			423			720		
投資有価証券売却益		54		240	0.1	61	1,855	1.0	320	
その他の特別利益								1,290	0.3	
VII 特別損失	※ 3	866			564			1,728		
固定資産廃棄損		—			—			466		
関係会社出資金評価損		134		1,000	0.5	112	677	0.4	614	
その他の特別損失								2,810	0.7	
税金等調整前中間(当期)純利益				1,863	1.0		4,867	2.6	11,108	
法人税、住民税及び事業税	※ 4	994			1,165			2,929		
過年度法人税等戻入額		605			—			605		
法人税等調整額		400		789	0.4	1,160	2,325	1.2	2,832	
少数株主利益				224	0.1		140	0.1	5,157	
中間(当期)純利益				849	0.5		2,400	1.3	470	
								5,480	0.1	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,363	34,948	79,595	△2,233	140,673
中間連結会計期間中の変動額					
剩余金の配当(注)			△2,478		△2,478
役員賞与金(注)			△91		△91
中間純利益			849		849
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分		0		8	8
連結子会社の増加による 剩余金増加額			1		1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	0	△1,719	△23	△1,741
平成18年9月30日残高(百万円)	28,363	34,948	77,876	△2,256	138,931

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	17,730	—	△642	17,088	2,897	160,659
中間連結会計期間中の変動額						
剩余金の配当(注)						△2,478
役員賞与金(注)						△91
中間純利益						849
自己株式の取得						△31
自己株式の処分						8
連結子会社の増加による 剩余金増加額						1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	356	611	35	1,003	426	1,429
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	356	611	35	1,003	426	△312
平成18年9月30日残高(百万円)	18,086	611	△607	18,091	3,323	160,346

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	28,363	34,949	81,173	△3,485	140,999
中間連結会計期間中の変動額					
剩余金の配当			△1,327		△1,327
中間純利益			2,400		2,400
自己株式の取得				△37	△37
自己株式の処分		△0		3	3
連結子会社の増加による 剩余金減少高			△453		△453
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△0	620	△34	585
平成19年9月30日残高(百万円)	28,363	34,948	81,793	△3,520	141,585

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	17,245	816	44	18,107	3,656	162,763
中間連結会計期間中の変動額						
剩余金の配当						△1,327
中間純利益						2,400
自己株式の取得						△37
自己株式の処分						3
連結子会社の増加による 剩余金減少高						△453
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△4,504	△13	1,076	△3,441	81	△3,359
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4,504	△13	1,076	△3,441	81	△2,773
平成19年9月30日残高(百万円)	12,741	803	1,121	14,666	3,738	159,990

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,363	34,948	79,595	△2,233	140,673
連結会計年度中の変動額					
剩余金の配当（注）			△2,478		△2,478
剩余金の配当			△1,334		△1,334
役員賞与金（注）			△91		△91
当期純利益			5,480		5,480
自己株式の取得				△1,265	△1,265
自己株式の処分		0		13	13
連結子会社の増加による 剩余金増加額			1		1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	0	1,577	△1,252	325
平成19年3月31日残高(百万円)	28,363	34,949	81,173	△3,485	140,999

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	17,730	—	△642	17,088	2,897	160,659
連結会計年度中の変動額						
剩余金の配当（注）						△2,478
剩余金の配当						△1,334
役員賞与金（注）						△91
当期純利益						5,480
自己株式の取得						△1,265
自己株式の処分						13
連結子会社の増加による 剩余金増加額						1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△484	816	687	1,019	759	1,778
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△484	816	687	1,019	759	2,104
平成19年3月31日残高(百万円)	17,245	816	44	18,107	3,656	162,763

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		1,863	4,867	11,108
減価償却費		7,031	7,273	14,655
のれん償却額		264	295	528
有形固定資産除却損		842	476	1,619
投資有価証券等評価損		—	52	466
貸倒引当金の増減額 (減少 : △)		△8	53	236
賞与引当金の増減額 (減少 : △)		154	△285	△66
退職給付引当金の増減額 (減少 : △)		△3,991	△2,654	△8,273
受取利息及び受取配当金		△761	△709	△943
支払利息		652	732	1,313
持分法による投資損益 (益 : △)		△33	△27	△112
有形固定資産売却損益 (益 : △)		△119	△1,371	△176
投資有価証券等売却損益 (益 : △)		△33	△423	△722
売上債権の増減額 (増加 : △)		2,595	9,038	△5,461
たな卸資産の増減額 (増加 : △)		△3,506	△2,948	956
仕入債務の増減額 (減少 : △)		6,986	△3,382	8,248
その他の資産・負債の 増減額		△4,580	△3,245	△1,071
役員賞与の支払額		△91	—	△91
少数株主負担役員賞与 支払額		△1	—	△1
小計		7,263	7,740	22,210
利息及び配当金の受取額		898	821	1,079
利息の支払額		△686	△704	△1,339
法人税等の支払額		△3,345	△1,737	△4,632
営業活動による キャッシュ・フロー		4,129	6,120	17,318

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による 支出		△681	△799	△982
定期預金の払戻による 収入		136	254	962
有形固定資産取得による 支出		△5,308	△8,566	△13,220
有形固定資産売却による 収入		638	385	885
投資有価証券取得による 支出		△1,184	△2,303	△2,804
投資有価証券売却による 収入		34	1,120	803
貸付による支出		△0	—	△0
貸付金の回収による収入		1	0	6
その他の投資の増減		△2,274	△150	△4,037
投資活動による キャッシュ・フロー		△8,639	△10,059	△18,387
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額(純額)		△2,372	△1,288	△1,065
コマーシャルペーパーの 増減額(純額)		2,500	—	4,500
長期借入れによる収入		—	2,985	6,170
長期借入金の返済による 支出		△642	△3,276	△7,849
社債の発行による収入		—	20,000	—
社債の償還による支出		—	△20,000	—
少数株主の増資引受に よる収入		283	—	285
自己株式の取得・売却に よる支出(純額)		△22	△34	△1,251
配当金の支払額		△2,478	△1,327	△3,812
少数株主への配当金の 支払額		△114	△130	△114
財務活動による キャッシュ・フロー		△2,846	△3,071	△3,138
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△71	△14	△37
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		△7,427	△7,024	△4,244
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		18,755	14,513	18,755
VII 新規連続による現金及び 現金同等物増加額		2	443	2
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		11,330	7,932	14,513

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社 23社</p> <p>会社名</p> <p>株明治フードマテリア、道南食品㈱、藏王食品㈱、㈱ロンド、明治産業㈱、明治チューインガム㈱、㈱アステカ、岡山県食品㈱、四国明治㈱、大洋食品㈱、㈱明治スポーツプラザ、明治アクアスポーツ㈱、北里薬品産業㈱、</p> <p>D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、</p> <p>Laguna Cookie Co., Inc.、Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、</p> <p>Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、</p> <p>Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、</p> <p>明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司、</p> <p>Tedec-Meiji Farma S.A.、Mabo Farma S.A.、P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、Meiji Seika Europe B. V. (新規)</p> <p>重要性の増加により連結の範囲に含めた2社</p> <p>Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、</p> <p>Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.</p> <p>非連結子会社 13社</p> <p>主要な非連結子会社</p> <p>明治ビジネスサポート㈱</p> <p>なお、非連結子会社の合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社 24社</p> <p>会社名</p> <p>株明治フードマテリア、道南食品㈱、藏王食品㈱、㈱ロンド、明治産業㈱、明治チューインガム㈱、㈱アステカ、岡山県食品㈱、四国明治㈱、大洋食品㈱、㈱明治スポーツプラザ、北里薬品産業㈱、</p> <p>D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、</p> <p>Laguna Cookie Co., Inc.、Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、</p> <p>Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、</p> <p>Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、</p> <p>明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司、</p> <p>Tedec-Meiji Farma S.A.、Mabo Farma S.A.、P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、Meiji Seika Europe B. V. (新規)</p> <p>重要性の増加により連結の範囲に含めた2社</p> <p>明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司 (除外)</p> <p>吸收合併により消滅した1社</p> <p>明治アクアスポーツ㈱</p> <p>非連結子会社 8社</p> <p>主要な非連結子会社</p> <p>明治ビジネスサポート㈱</p> <p>なお、非連結子会社の合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>連結子会社 23社</p> <p>会社名</p> <p>株明治フードマテリア、道南食品㈱、藏王食品㈱、㈱ロンド、明治産業㈱、明治チューインガム㈱、㈱アステカ、岡山県食品㈱、四国明治㈱、大洋食品㈱、㈱明治スポーツプラザ、明治アクアスポーツ㈱、北里薬品産業㈱、</p> <p>D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、</p> <p>Laguna Cookie Co., Inc.、Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、</p> <p>Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、</p> <p>Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、</p> <p>明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司、</p> <p>Tedec-Meiji Farma S.A.、Mabo Farma S.A.、P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、Meiji Seika Europe B. V. (新規)</p> <p>重要性の増加により連結の範囲に含めた2社</p> <p>Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、</p> <p>Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.</p> <p>非連結子会社 11社</p> <p>主要な非連結子会社</p> <p>明治ビジネスサポート㈱</p> <p>なお、非連結子会社の合計の総資産、売上高、純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社 1社 関連会社 明治サノフ イ・アベンティス薬品㈱</p> <p>(2) 持分法非適用会社のうち主要な会社等の名称 非連結子会社 明治ビジネス サポート㈱ 関連会社 明治食品㈱ 持分法非適用会社の合計の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。</p> <p>(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち、明治サノフィ・アベンティス薬品㈱の中間決算日は6月30日であります、中間連結財務諸表の作成にあたっては、2006年6月30日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、 D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、 Laguna Cookie Co., Inc.、 Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、 Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、 Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、 Tedec-Meiji Farma S.A.、 Mabo Farma S.A.、 P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、 Meiji Seika Europe B. V. の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、2006年6月30日現在の中間財務諸表を使用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社 2社 関連会社 明治サノフ イ・アベンティス薬品㈱、 Thai Meiji Food Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法非適用会社のうち主要な会社等の名称 同左</p> <p>(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち、明治サノフィ・アベンティス薬品㈱及びThai Meiji Food Co., Ltd.の中間決算日は6月30日であります、中間連結財務諸表の作成にあたっては、2007年6月30日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、 D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、 Laguna Cookie Co., Inc.、 Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、 Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、 Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、 明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司、 Tedec-Meiji Farma S.A.、 Mabo Farma S.A.、 P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、 Meiji Seika Europe B. V. の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成にあたっては、2007年6月30日現在の中間財務諸表を使用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用会社 2社 関連会社 明治サノフ イ・アベンティス薬品㈱、 Thai Meiji Food Co., Ltd. (新規) 重要性の増加により持分法の範囲に含めた1社 Thai Meiji Food Co., Ltd.</p> <p>(2) 持分法非適用会社のうち主要な会社等の名称 非連結子会社 明治ビジネス サポート㈱ 関連会社 明治食品㈱ 持分法非適用会社の純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしております。</p> <p>(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち、明治サノフィ・アベンティス薬品㈱及びThai Meiji Food Co., Ltd.の決算日は12月31日でありますが、連結財務諸表の作成にあたっては、2006年12月31日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、 D.F. Stauffer Biscuit Co., Inc.、 Laguna Cookie Co., Inc.、 Meiji Seika (Singapore) Pte. Ltd.、 Cecilia Confectionery Pte. Ltd.、 Five Stars Dairy Ingredients Pte. Ltd.、 明治制果（上海）有限公司、明治制果食品工業（上海）有限公司、 Tedec-Meiji Farma S.A.、 Mabo Farma S.A.、 P.T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd.、 Meiji Seika Europe B. V. の決算日は12月31日でありますが、連結財務諸表の作成にあたっては、2006年12月31日現在の財務諸表を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)</p> <p>時価のないもの …移動平均法による原価法。</p> <p>②デリバティブ 時価法。</p> <p>③たな卸資産 …商品・製品・半製品・仕掛品は、主として総平均法による原価法。 原材料・貯蔵品は主として総平均法による低価法。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。但し、当社において平成7年4月1日以降取得した不動産賃貸事業用の建物・構築物等については定額法を採用しております。また、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。また、在外連結子会社は主として定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4年～9年</td> </tr> </table> <p>②無形固定資産 主として定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物及び構築物	10年～50年	機械装置及び運搬具	4年～9年	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法。 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …決算期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p>
建物及び構築物	10年～50年					
機械装置及び運搬具	4年～9年					

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、主として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、中間期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>③返品調整引当金 当社において、販売した商品・製品の返品による損失に備えるため、中間期末売掛債権額に対し、実績の返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>④売上割戻引当金 当社において、販売した商品・製品の売上割戻に備えるため割戻率を勘案して見込計上しております。</p> <p>⑤退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 一部の連結子会社においては、会計基準変更時差異(195百万円)について、7年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③返品調整引当金 同左</p> <p>④売上割戻引当金 同左</p> <p>⑤退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を翌連結会計年度より費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。</p> <p>③返品調整引当金 当社において、販売した商品・製品の返品による損失に備えるため、期末売掛債権額に対し、実績の返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。</p> <p>④売上割戻引当金 同左</p> <p>⑤退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社においては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>⑥役員退職慰労引当金 当社において、従来、役員および執行役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成17年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの就任期間に対応する退職慰労金を退任の際に支給することが決議されたことに伴い、新規の引当計上を行っておりません。</p> <p>したがって、当中間連結会計期間末の残高のうち当社における残高は、現任役員および執行役員が当該総会日以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。</p> <p>なお、一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>⑥役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>⑥役員退職慰労引当金 当社において、従来、役員および執行役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成17年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの就任期間に対応する退職慰労金を退任の際に支給することが決議されたことに伴い、新規の引当計上を行っておりません。</p> <p>したがって、当連結会計年度末の残高のうち当社における残高は、現任役員および執行役員が当該総会日以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。</p> <p>なお、一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																		
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約等については、要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table> <tr> <td><u>ヘッジ手段</u></td> <td><u>ヘッジ対象</u></td> </tr> <tr> <td>為替予約取引等</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ取引</td> <td>借入金</td> </tr> </table> <p>③ヘッジ方針 当社及び一部の連結子会社では、通常の営業過程における輸出入取引に係る為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引等を行っており、調達資金の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を行っております。なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 為替予約等を外貨建債権債務取引に付することで、将来の円貨でのキャッシュ・フローを固定していることから、振当処理を実施しており、事後テストの要件は満たしております。また、事前テストとして、為替予約等の契約締結時に当社及び連結子会社のリスク管理方針に従っていることを確認しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。</p> <p>(7) のれんの償却に関する事項 のれんの償却については、5年間及び15年間で均等償却しております。</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の計上方法は税抜方式を採用しております。</p>	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>	為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引	金利スワップ取引	借入金	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table> <tr> <td><u>ヘッジ手段</u></td> <td><u>ヘッジ対象</u></td> </tr> <tr> <td>為替予約取引等</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ取引</td> <td>借入金</td> </tr> </table> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) のれんの償却に関する事項 同左</p> <p>(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の計上方法は税抜方式を採用しております。</p>	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>	為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引	金利スワップ取引	借入金	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table> <tr> <td><u>ヘッジ手段</u></td> <td><u>ヘッジ対象</u></td> </tr> <tr> <td>為替予約取引等</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ取引</td> <td>借入金</td> </tr> </table> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) のれんの償却に関する事項 同左</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法 消費税等の計上方法は税抜方式を採用しております。</p>	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>	為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引	金利スワップ取引	借入金
<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>																			
為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引																			
金利スワップ取引	借入金																			
<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>																			
為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引																			
金利スワップ取引	借入金																			
<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>																			
為替予約取引等	外貨建債権債務及び外貨建予定取引																			
金利スワップ取引	借入金																			

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

会計方針の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は156,411百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>—</p> <p>—</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は158,290百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>—</p>
<p>(売上原価の計上基準)</p> <p>一部の連結子会社は、スポーツクラブ店舗運営に要する人件費等の経費について従来販売費及び一般管理費に含めて計上しておりましたが、当該事業の売上規模の拡大に伴い経費の金額的重要性が高まってきたことから、売上高と売上原価との対応関係をより適切に表示するため、当中間連結会計期間より売上原価として計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、売上原価は2,142百万円増加し、売上総利益、販売費及び一般管理費は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響はありません。</p>		

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>当中間連結会計期間より、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき、連結調整勘定(当中間連結会計期間2,446百万円)及び営業権(当中間連結会計期間395百万円)を「のれん」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、営業権は、中間連結貸借対照表の無形固定資産「その他」に621百万円含まれております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました販売費(当中間連結会計期間55,401百万円)、一般管理費(当中間連結会計期間21,653百万円)、連結調整勘定償却額(当中間連結会計期間151百万円)は、当中間連結会計期間より「販売費及び一般管理費」として記載しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>当中間連結会計期間より、連結調整勘定及び営業権を「のれん」として表示したことにより、営業活動によるキャッシュ・フローの連結調整勘定償却額(当中間連結会計期間151百万円)及び営業権償却額(当中間連結会計期間113百万円)を「のれん償却額」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、営業権償却額は減価償却費に113百万円含まれております。</p>	<p>—</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>1 前中間連結会計期間において「雑収入」に含めて表示しておりました為替差益(前中間連結会計期間72百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>2 前中間連結会計期間において「その他の特別利益」に含めて表示しておりました投資有価証券売却益(前中間連結会計期間17百万円)は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p> <p>—</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																										
<p>※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 26,286百万円 投資有価証券 1,832百万円 担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>長期借入金 5,325百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 24,296百万円 投資有価証券 1,310百万円 担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>長期借入金 4,490百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)</p>	<p>※1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>建物 24,729百万円 土地 312百万円 投資有価証券 1,518百万円 担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>長期借入金 4,881百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)</p>																										
<p>2 保証債務 連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>PT CERES MEIJI</td> <td>58百万円</td> </tr> <tr> <td>INDOTAMA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>1,124百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,183百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記には外貨建保証債務として、PT CERES MEIJI INDOTAMA 58百万円の支払保証が含まれております。</p>	PT CERES MEIJI	58百万円	INDOTAMA		従業員	1,124百万円	計	1,183百万円	<p>2 保証債務 連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>PT CERES MEIJI</td> <td>262百万円</td> </tr> <tr> <td>INDOTAMA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>927百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,190百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記には外貨建保証債務として、PT CERES MEIJI INDOTAMA 262百万円の支払保証が含まれております。</p>	PT CERES MEIJI	262百万円	INDOTAMA		従業員	927百万円	計	1,190百万円	<p>2 保証債務 連結会社以外の会社及び従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>明治制果(上海)有限公司</td> <td>471百万円</td> </tr> <tr> <td>PT CERES MEIJI</td> <td>239百万円</td> </tr> <tr> <td>INDOTAMA</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>1,030百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,740百万円</td> </tr> </table>	明治制果(上海)有限公司	471百万円	PT CERES MEIJI	239百万円	INDOTAMA		従業員	1,030百万円	計	1,740百万円
PT CERES MEIJI	58百万円																											
INDOTAMA																												
従業員	1,124百万円																											
計	1,183百万円																											
PT CERES MEIJI	262百万円																											
INDOTAMA																												
従業員	927百万円																											
計	1,190百万円																											
明治制果(上海)有限公司	471百万円																											
PT CERES MEIJI	239百万円																											
INDOTAMA																												
従業員	1,030百万円																											
計	1,740百万円																											
<p>3 受取手形割引高 128百万円</p>	<p>3 受取手形割引高 30百万円</p>	<p>3 受取手形割引高 102百万円</p>																										
<p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>※4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>—</p>																										
<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>1,008百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>169百万円</td> </tr> </table>	受取手形	1,008百万円	支払手形	169百万円	<p>※5 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末日の残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>484百万円</td> </tr> </table>	受取手形	484百万円	<p>※5 連結会計年度末日満期手形の会計処理 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日の残高に含まれております。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>620百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>149百万円</td> </tr> </table>	受取手形	620百万円	支払手形	149百万円																
受取手形	1,008百万円																											
支払手形	169百万円																											
受取手形	484百万円																											
受取手形	620百万円																											
支払手形	149百万円																											

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。 販売促進費 21,913百万円 売上割戻引当金繰入額 4,491百万円 給料賃金 11,490百万円 研究開発費 7,463百万円 賞与引当金繰入額 2,402百万円 役員退職慰労引当金繰入額 1百万円	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。 販売促進費 21,024百万円 売上割戻引当金繰入額 4,708百万円 給料賃金 10,987百万円 賞与引当金繰入額 2,733百万円 役員退職慰労引当金繰入額 2百万円	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目は次のとおりであります。 販売促進費 50,456百万円 売上割戻引当金繰入額 5,591百万円 給料賃金 22,829百万円 賞与引当金繰入額 3,053百万円 役員退職慰労引当金繰入額 4百万円
※2 このうち主なものは次のとおりであります。 土地売却益 181百万円	※2 このうち主なものは次のとおりであります。 土地売却益 1,355百万円	※2 このうち主なものは次のとおりであります。 土地売却益 228百万円
※3 この内訳は、以下のとおりであります。 建物及び構築物 245百万円 機械装置及び運搬具 557百万円 その他 62百万円	※3 この内訳は、以下のとおりであります。 建物及び構築物 128百万円 機械装置及び運搬具 327百万円 その他 108百万円	※3 この内訳は、以下のとおりであります。 建物及び構築物 761百万円 機械装置及び運搬具 792百万円 その他 174百万円
計 866百万円	計 564百万円	計 1,728百万円
—	—	—
	※4 当中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	385,535	—	—	385,535
合計	385,535	—	—	385,535
自己株式				
普通株式	4,267	54	15	4,306
合計	4,267	54	15	4,306

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	2,478百万円
(ロ)1株当たり配当額	6円50銭
(ハ)基準日	平成18年3月31日
(ニ)効力発生日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

平成18年11月9日開催の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	1,334百万円
(ロ)配当の原資	利益剰余金
(ハ)1株当たり配当額	3円50銭
(ニ)基準日	平成18年9月30日
(ホ)効力発生日	平成18年12月7日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	385,535	—	—	385,535
合計	385,535	—	—	385,535
自己株式				
普通株式	6,364	68	6	6,427
合計	6,364	68	6	6,427

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月15日の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	1,327百万円
(ロ)1株当たり配当額	3円50銭
(ハ)基準日	平成19年3月31日
(ニ)効力発生日	平成19年6月11日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

平成19年11月8日の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額	1,326百万円
(ロ)配当の原資	利益剰余金
(ハ)1株当たり配当額	3円50銭
(ニ)基準日	平成19年9月30日

(ホ)効力発生日 平成19年12月6日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	385,535	—	—	385,535
合計	385,535	—	—	385,535
自己株式				
普通株式	4,267	2,122	24	6,364
合計	4,267	2,122	24	6,364

※普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得による2,000千株、及び単元未満株式の買取による122千株によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ)配当金の総額 2,478百万円
(ロ)1株当たり配当額 6円50銭
(ハ)基準日 平成18年3月31日
(ニ)効力発生日 平成18年6月29日

平成18年11月9日の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ)配当金の総額 1,334百万円
(ロ)1株当たり配当額 3円50銭
(ハ)基準日 平成18年9月30日
(ニ)効力発生日 平成18年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年5月15日の取締役会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ)配当金の総額 1,327百万円
(ロ)配当の原資 利益剰余金
(ハ)1株当たり配当額 3円50銭
(ニ)基準日 平成19年3月31日
(ホ)効力発生日 平成19年6月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>12,115百万円</td> <td>現金及び預金勘定</td> <td>8,769百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△784百万円</td> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△836百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>11,330百万円</td> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,932百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	12,115百万円	現金及び預金勘定	8,769百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△784百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△836百万円	現金及び現金同等物	11,330百万円	現金及び現金同等物	7,932百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>8,769百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△836百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>7,932百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	8,769百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△836百万円	現金及び現金同等物	7,932百万円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,773百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△259百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>14,513百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,773百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△259百万円	現金及び現金同等物	14,513百万円
現金及び預金勘定	12,115百万円	現金及び預金勘定	8,769百万円																							
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△784百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△836百万円																							
現金及び現金同等物	11,330百万円	現金及び現金同等物	7,932百万円																							
現金及び預金勘定	8,769百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△836百万円																									
現金及び現金同等物	7,932百万円																									
現金及び預金勘定	14,773百万円																									
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△259百万円																									
現金及び現金同等物	14,513百万円																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,255</td> <td>1,298</td> <td>1,956</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,590</td> <td>1,949</td> <td>1,641</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,845</td> <td>3,248</td> <td>3,597</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>1,312百万円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>2,284百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,597百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>750百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>750百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 減損損失について</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>170百万円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>1,664百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,835百万円</td> </tr> </tbody> </table>	機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,255	1,298	1,956	工具器具備品	3,590	1,949	1,641	合計	6,845	3,248	3,597	一年以内	1,312百万円	一年超	2,284百万円	合計	3,597百万円	支払リース料	750百万円	減価償却費相当額	750百万円	一年以内	170百万円	一年超	1,664百万円	合計	1,835百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,244</td> <td>1,408</td> <td>1,836</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,856</td> <td>1,848</td> <td>2,008</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7,101</td> <td>3,256</td> <td>3,845</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>1,306百万円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>2,538百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,845百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>752百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>752百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>⑤ 減損損失について</p> <p>同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>一年以内</td> <td>189百万円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>1,574百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,764百万円</td> </tr> </tbody> </table>	機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,244	1,408	1,836	工具器具備品	3,856	1,848	2,008	合計	7,101	3,256	3,845	一年以内	1,306百万円	一年超	2,538百万円	合計	3,845百万円	支払リース料	752百万円	減価償却費相当額	752百万円	一年以内	189百万円	一年超	1,574百万円	合計	1,764百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th>機械装置及び運搬具</th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,104</td> <td>1,286</td> <td>1,817</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3,643</td> <td>1,953</td> <td>1,689</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,747</td> <td>3,240</td> <td>3,507</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,295百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,212百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,507百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,380百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,380百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>⑤ 減損損失について</p> <p>同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <p>未経過リース料</p> <table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>183百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,613百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,797百万円</td> </tr> </tbody> </table>	機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,104	1,286	1,817	工具器具備品	3,643	1,953	1,689	合計	6,747	3,240	3,507	1年以内	1,295百万円	1年超	2,212百万円	合計	3,507百万円	支払リース料	1,380百万円	減価償却費相当額	1,380百万円	1年以内	183百万円	1年超	1,613百万円	合計	1,797百万円
機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	3,255	1,298	1,956																																																																																															
工具器具備品	3,590	1,949	1,641																																																																																															
合計	6,845	3,248	3,597																																																																																															
一年以内	1,312百万円																																																																																																	
一年超	2,284百万円																																																																																																	
合計	3,597百万円																																																																																																	
支払リース料	750百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	750百万円																																																																																																	
一年以内	170百万円																																																																																																	
一年超	1,664百万円																																																																																																	
合計	1,835百万円																																																																																																	
機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	3,244	1,408	1,836																																																																																															
工具器具備品	3,856	1,848	2,008																																																																																															
合計	7,101	3,256	3,845																																																																																															
一年以内	1,306百万円																																																																																																	
一年超	2,538百万円																																																																																																	
合計	3,845百万円																																																																																																	
支払リース料	752百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	752百万円																																																																																																	
一年以内	189百万円																																																																																																	
一年超	1,574百万円																																																																																																	
合計	1,764百万円																																																																																																	
機械装置及び運搬具	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																															
機械装置及び運搬具	3,104	1,286	1,817																																																																																															
工具器具備品	3,643	1,953	1,689																																																																																															
合計	6,747	3,240	3,507																																																																																															
1年以内	1,295百万円																																																																																																	
1年超	2,212百万円																																																																																																	
合計	3,507百万円																																																																																																	
支払リース料	1,380百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,380百万円																																																																																																	
1年以内	183百万円																																																																																																	
1年超	1,613百万円																																																																																																	
合計	1,797百万円																																																																																																	

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間末) (平成18年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	12,278百万円	42,963百万円	30,685百万円
(2) その他	177〃	188〃	11〃
計	12,455〃	43,152〃	30,696〃

2 時価評価されていない主な有価証券

中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式	1,139百万円
優先出資証券	1,000〃

(注) 減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には回復可能性等を考慮し、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(当中間連結会計期間末) (平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	16,016百万円	37,643百万円	21,626百万円
(2) その他	177〃	188〃	11〃
計	16,194〃	37,832〃	21,638〃

2 時価評価されていない主な有価証券

中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式	447百万円
優先出資証券	1,000〃

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券について51百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には回復可能性等を考慮し、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(前連結会計年度末) (平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	13,802百万円	43,058百万円	29,255百万円
(2) その他	177 " "	196 " "	18 " "
計	13,979 " "	43,254 " "	29,274 " "

2 時価評価されていない主な有価証券

連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

非上場株式	1,137百万円
優先出資証券	1,000 " "

(注) 減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には回復可能性等を考慮し、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	フード&ヘルスケア事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	ビル賃貸 事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	132,705	49,834	1,455	183,995	—	183,995
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	189	611	64	865	(865)	—
計	132,895	50,445	1,520	184,860	(865)	183,995
営業費用	131,190	50,579	1,256	183,026	(1,418)	181,607
営業利益又は 営業損失(△)	1,705	△134	263	1,834	553	2,387

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品

　　フード&ヘルスケア事業…菓子、食品、砂糖及び糖化穀粉等、健康機能食品、薬局・薬店向け医薬品等、
　　スポーツクラブの経営等

　　薬品事業……………医薬品及び農畜薬等

　　ビル賃貸事業他……………オフィスビルを中心とするビル賃貸事業等

3 当中間連結会計期間において、営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は
△548百万円であり、その主なものは全社共通費の各セグメントへの配賦差額であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	フード&ヘルスケア事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	ビル賃貸 事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	133,896	51,663	1,527	187,087	—	187,087
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	204	658	60	923	(923)	—
計	134,101	52,321	1,587	188,010	(923)	187,087
営業費用	133,809	49,868	1,238	184,917	(1,546)	183,370
営業利益	291	2,452	349	3,093	623	3,716

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品

　　フード&ヘルスケア事業…菓子、食品、砂糖及び糖化穀粉等、健康食品、薬局・薬店向け医薬品等、
　　スポーツクラブの経営等

　　薬品事業……………医薬品及び農畜薬等

　　ビル賃貸事業他……………オフィスビルを中心とするビル賃貸事業等

3 当中間連結会計期間において、営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は
△608百万円であり、その主なものは全社共通費の各セグメントへの配賦差額であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	フード&ヘルスケア事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	ビル賃貸 事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	281,272	109,668	2,912	393,853	—	393,853
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	366	1,343	127	1,836	(1,836)	—
計	281,638	111,011	3,039	395,689	(1,836)	393,853
営業費用	275,150	107,069	2,539	384,759	(3,490)	381,269
営業利益	6,488	3,942	500	10,930	1,653	12,584

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品

　　フード&ヘルスケア事業…菓子、食品、砂糖及び糖化穀粉等、健康食品、薬局・薬店向け医薬品等、スポーツクラブの経営等

　　薬品事業……………医薬品及び農畜薬等

　　ビル賃貸事業他……………オフィスビルを中心とするビル賃貸事業等

3 営業費用のうち「消去又は全社」の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は△1,636 百万円であり、その主なものは全社共通費の各セグメントへの配賦差額であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの売上高の合計額に占める本邦の割合が90%を超えていたため、中間連結財務諸表規則様式第二号記載上の注意10に基づき、その記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する 売上高	171,956	3,864	11,266	187,087	—	187,087
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,231	3,321	337	4,891	(4,891)	—
計	173,188	7,186	11,603	191,978	(4,891)	187,087
営業費用	169,926	6,873	11,680	188,479	(5,108)	183,370
営業利益又は 営業損失 (△)	3,261	313	△76	3,498	217	3,716

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国
- (2) 北米・欧州：米国、ヨーロッパ諸国

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えていたため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高の連結売上高に対する割合は10%未満であるため、中間連結財務諸表規則様式第三号記載上の注意5に基づき、その記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	アジア	北米・欧州・その他	計
I 海外売上高(百万円)	4,799	14,659	19,459
II 連結売上高(百万円)			187,087
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	2.6	7.8	10.4

(注) 1 国又は地域の区分は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：アジア諸国、オセアニア諸国

(2) 北米・欧州・その他：米国、ヨーロッパ諸国等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高の連結売上高に対する割合は10%未満であるため、その記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり純資産額	411.88円	412.16円	419.62円
1 株当たり 中間(当期) 純利益金額	2.23円 なお、潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益金額につ いては、潜在株式がないた め記載しておりません。	6.33円 なお、潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益金額につ いては、潜在株式がないた め記載しておりません。	14.39円 なお、潜在株式調整後 1 株 当たり当期純利益金額につ いては、潜在株式がないた め記載しておりません。

(注) 1 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在	前連結会計年度末 平成19年3月31日現在
純資産の部の合計額	160,346百万円	159,990百万円	162,763百万円
純資産の部の合計額から 控除する金額 (うち少数株主持分)	3,323百万円 (3,323百万円)	3,738百万円 (3,738百万円)	3,656百万円 (3,656百万円)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	157,023百万円	156,251百万円	159,107百万円
1 株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	381,228千株	379,108千株	379,170千株

2 1 株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	849百万円	2,400百万円	5,480百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	849百万円	2,400百万円	5,480百万円
普通株式の期中平均 株式数	381,251千株	379,142千株	380,950千株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	<p>当社では、平成19年6月27日開催の取締役会において、第3回無担保国内普通社債の発行が出来る旨、決議いたしました。その内容は、次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発行総額 200億円 (2) 発行利率 年2.2%以下 (3) 払込金額 額面100円につき100円 (4) 発行予定期間 平成19年7月から平成19年9月まで (5) 年限 5年 (6) 償還方法 満期一括償還 (7) 資金使途 社債償還資金

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		5,448		4,422		7,004	
受取手形	※5	3,519		2,030		2,858	
売掛金		58,955		60,619		68,322	
たな卸資産		39,741		38,483		36,444	
繰延税金資産		5,574		3,808		4,000	
その他		8,675		10,547		7,174	
貸倒引当金		△7		△3		△8	
流動資産合計			121,906	38.7	119,908	38.9	125,796
II 固定資産							39.7
有形固定資産	※1 ※2						
建物		62,820		60,240		61,287	
構築物		2,471		2,639		2,566	
機械装置		28,878		29,491		28,464	
車両運搬具		100		94		99	
工具器具備品		1,662		1,605		1,657	
土地		21,348		21,637		21,340	
建設仮勘定		2,261		5,910		2,715	
有形固定資産合計		119,543		121,618		118,131	
無形固定資産							
無形固定資産合計		3,116		3,072		3,390	
投資その他の資産							
投資有価証券	※2	59,928		53,818		59,960	
その他		11,395		10,817		10,879	
貸倒引当金		△943		△1,178		△1,178	
投資その他の資産合計		70,380		63,457		69,662	
固定資産合計			193,039	61.3	188,148	61.1	191,184
資産合計			314,946	100.0	308,057	100.0	316,981
							100.0

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)			当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)			前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)		
区分	注記番号	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
買掛金		26,964			27,136			29,044		
短期借入金	※2	19,148			12,863			17,348		
社債(1年以内償還)		20,000			—			20,000		
コマーシャルペーパー		2,500			4,500			4,500		
未払費用		11,062			10,970			10,846		
未払法人税等		203			666			939		
賞与引当金		3,944			3,470			3,788		
返品調整引当金		270			300			340		
売上割戻引当金		4,491			4,708			5,591		
その他	※6	7,465			12,867			7,932		
流動負債合計		96,050	30.5		77,483	25.2		100,332	31.6	
II 固定負債										
社債		20,000			40,000			20,000		
長期借入金	※2	12,723			16,377			14,209		
長期繰延税金負債		14,732			12,836			15,024		
退職給付引当金		19,876			12,981			15,603		
役員退職慰労引当金		270			206			270		
その他		2,938			2,939			2,996		
固定負債合計		70,542	22.4		85,342	27.7		68,104	21.5	
負債合計		166,592	52.9		162,825	52.9		168,436	53.1	
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金								28,363	8.9	
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		34,935			34,935			34,935		
(2) その他資本剰余金		13			13			13		
資本剰余金合計		34,948	11.1		34,948	11.3		34,949	11.0	
3 利益剰余金										
(1) 利益準備金		7,090			7,090			7,090		
(2) その他利益剰余金										
固定資産圧縮積立金		22,079			20,920			20,920		
別途積立金		36,500			39,000			36,500		
繰越利益剰余金		3,312			5,253			6,560		
利益剰余金合計		68,982	21.9		72,264	23.5		71,071	22.5	
4 自己株式		△2,256	△0.7		△3,520	△1.2		△3,485	△1.1	
株主資本合計		130,038	41.3		132,057	42.8		130,898	41.3	
II 評価・換算差額等										
1 その他有価証券評価差額金		17,702	5.6		12,370	4.0		16,829	5.3	
2 繰延ヘッジ損益		611	0.2		803	0.3		816	0.3	
評価・換算差額等合計		18,314	5.8		13,173	4.3		17,646	5.6	
純資産合計		148,353	47.1		145,231	47.1		148,545	46.9	
負債純資産合計		314,946	100.0		308,057	100.0		316,981	100.0	

② 【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)			
I 売上高		134,463	100.0	136,577	100.0	294,629	100.0			
II 売上原価		65,479	48.7	67,459	49.4	143,532	48.7			
返品調整引当金繰入額		—	—	—	—	50	0.0			
返品調整引当金戻入額		20	0.0	40	0.0	—	—			
差引売上総利益		69,003	51.3	69,157	50.6	151,046	51.3			
III 販売費及び一般管理費		68,869	51.2	67,012	49.0	143,343	48.7			
営業利益		134	0.1	2,145	1.6	7,703	2.6			
IV 営業外収益		11		19		31				
受取利息		1,407		1,442		1,515				
受取配当金		704		689		1,661				
その他		395		461		817				
V 営業外費用		153		189		306				
支払利息		516		678		1,269				
社債利息		1,064	0.8	1,329	1.0	2,393	0.8			
その他		1,192	0.9	2,967	2.2	8,518	2.9			
VI 特別利益	※1	230	0.1	1,838	1.3	1,035	0.3			
VII 特別損失	※2	844	0.6	677	0.5	2,152	0.7			
税引前中間(当期)純利益		579	0.4	4,127	3.0	7,401	2.5			
法人税、住民税及び事業税	※4	61		495		1,130				
過年度法人税等戻入額		597		—		597				
法人税等調整額	※4	477	△0.1	1,112	1.2	2,806	3.339			
中間(当期)純利益		638	0.5	1,607	1.8	4,061	1.4			

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

資本金	株主資本									
	資本準備金	資本剩余金			利益準備金	利益剩余金			自己株式	株主資本合計
		その他 資本 剩余金	資本 剩余金 合計	固定資産 圧縮積立金		別途積立金	繰越利益 剩余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	28,363	34,935	12	34,948	7,090	22,851	33,000	7,965	70,908	△2,233 131,986
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)								△2,478	△2,478	△2,478
取締役賞与金(注)								△86	△86	△86
固定資産圧縮積立金 積立額(注)						432		△432	—	—
固定資産圧縮積立金 取崩額(注)						△1,204		1,204	—	—
別途積立金積立額(注)							3,500	△3,500	—	—
中間純利益								638	638	638
自己株式の取得									△31	△31
自己株式の処分			0	0					8	8
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	—	—	0	0	—	△772	3,500	△4,652	△1,925	△23 △1,948
平成18年9月30日残高 (百万円)	28,363	34,935	13	34,948	7,090	22,079	36,500	3,312	68,982	△2,256 130,038

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	17,294	—	17,294	149,280
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△2,478
取締役賞与金(注)				△86
固定資産圧縮積立金 積立額(注)				—
固定資産圧縮積立金 取崩額(注)				—
別途積立金積立額(注)				—
中間純利益				638
自己株式の取得				△31
自己株式の処分				8
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	408	611	1,020	1,020
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	408	611	1,020	△927
平成18年9月30日残高 (百万円)	17,702	611	18,314	148,353

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

資本金	株主資本									
	資本準備金	資本剩余金			利益剩余金				自己株式	株主資本合計
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剩余金	合計					
平成19年3月31日残高 (百万円)	28,363	34,935	13	34,949	7,090	20,920	36,500	6,560	71,071	△3,485 130,898
中間会計期間中の変動額										
剩余金の配当								△1,327	△1,327	△1,327
別途積立金積立額							2,500	△2,500	—	—
中間純利益								2,520	2,520	2,520
自己株式の取得									△37	△37
自己株式の処分		△0	△0						3	3
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	—	—	△0	△0	—	—	2,500	△1,306	1,193	△34 1,158
平成19年9月30日残高 (百万円)	28,363	34,935	13	34,948	7,090	20,920	39,000	5,253	72,264	△3,520 132,057

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高 (百万円)	16,829	816	17,646	148,545
中間会計期間中の変動額				
剩余金の配当				△1,327
別途積立金積立額				—
中間純利益				2,520
自己株式の取得				△37
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	△4,459	△13	△4,472	△4,472
中間会計期間中の変動額 合計(百万円)	△4,459	△13	△4,472	△3,313
平成19年9月30日残高 (百万円)	12,370	803	13,173	145,231

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

資本金	株主資本										
	資本準備金	資本剩余金			利益剩余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他 資本 剩余金	資本 剩余金 合計	利益準備金	その他利益剩余金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剩余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	28,363	34,935	12	34,948	7,090	22,851	33,000	7,965	70,908	△2,233	131,986
事業年度中の変動額											
剰余金の配当(注)								△2,478	△2,478		△2,478
剰余金の配当								△1,334	△1,334		△1,334
取締役賞与金(注)								△86	△86		△86
固定資産圧縮積立金 積立額(注)						432		△432	—		—
固定資産圧縮積立金 取崩額(注)						△1,204		1,204	—		—
固定資産圧縮積立金 積立額						103		△103	—		—
固定資産圧縮積立金 取崩額						△1,262		1,262	—		—
別途積立金積立額 (注)							3,500	△3,500	—		—
当期純利益								4,061	4,061		4,061
自己株式の取得										△1,265	△1,265
自己株式の処分			0	0						13	13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)											
事業年度中の変動額 合計(百万円)	—	—	0	0	—	△1,931	3,500	△1,405	163	△1,252	△1,088
平成19年3月31日残高 (百万円)	28,363	34,935	13	34,949	7,090	20,920	36,500	6,560	71,071	△3,485	130,898

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	17,294	—	17,294	149,280
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				△2,478
剰余金の配当				△1,334
取締役賞与金(注)				△86
固定資産圧縮積立金 積立額(注)				—
固定資産圧縮積立金 取崩額(注)				—
固定資産圧縮積立金 積立額				—
固定資産圧縮積立金 取崩額				—
別途積立金積立額 (注)				—
当期純利益				4,061
自己株式の取得				△1,265
自己株式の処分				13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△464	816	352	352
事業年度中の変動額 合計(百万円)	△464	816	352	△735
平成19年3月31日残高 (百万円)	16,829	816	17,646	148,545

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
1 資産の評価基準及び評価方法 <p>(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法。 ②その他有価証券 時価のあるもの …中間決算末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。) 時価のないもの …移動平均法による原価法。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法。</p> <p>(3) たな卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品は総平均法による原価法。 原材料、貯蔵品は総平均法による低価法。</p>	1 資産の評価基準及び評価方法 <p>(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 同左 ②その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	1 資産の評価基準及び評価方法 <p>(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 同左 ②その他有価証券 時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>												
2 固定資産の減価償却の方法 <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。但し、平成7年4月1日以降取得した不動産賃貸事業用の建物・構築物等については定額法を採用しております。また、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>4年～9年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	15年～50年	機械装置	4年～9年	2 固定資産の減価償却の方法 <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> </table>	のれん	5年	自社利用のソフトウェア	5年	2 固定資産の減価償却の方法 <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>のれん</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>自社利用のソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> </table>	のれん	5年	自社利用のソフトウェア	5年
建物	15年～50年													
機械装置	4年～9年													
のれん	5年													
自社利用のソフトウェア	5年													
のれん	5年													
自社利用のソフトウェア	5年													
3 引当金の計上基準 <p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	3 引当金の計上基準 <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	3 引当金の計上基準 <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>												

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、中間期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。
(3) 返品調整引当金 販売した商品・製品の返品による損失に備えるため、中間期末売掛債権額に対し、実績の返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。	(3) 返品調整引当金 同左	(3) 返品調整引当金 販売した商品・製品の返品による損失に備えるため、期末売掛債権額に対し、実績の返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。
(4) 売上割戻引当金 販売した商品・製品の売上割戻に備えるため割戻率を勘案して見込計上しております。	(4) 売上割戻引当金 同左	(4) 売上割戻引当金 同左
(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金 同左	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により費用処理しております。 また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
<p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、従来、役員および執行役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成17年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの就任期間に応じて退職慰労金を退任の際に支給することが決議されたことに伴い、新規の引当計上を行っておりません。</p> <p>したがって、当中間会計期間末の残高は、現任役員および執行役員が当該総会日以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>同左</p>	<p>(6) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、従来、役員および執行役員の退職慰労金支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成17年6月28日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同日までの就任期間に応じて退職慰労金を退任の際に支給することが決議されたことに伴い、新規の引当計上を行っておりません。</p> <p>したがって、当事業年度末の残高は、現任役員および執行役員が当該総会日以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。</p>						
<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間決算末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>同左</p>	<p>4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>						
<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>なお、為替予約等については、要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table> <tr> <td><u>ヘッジ手段</u></td> <td><u>ヘッジ対象</u></td> </tr> <tr> <td>為替予約 取引等</td> <td>外貨建債権債務及び外貨建 予定取引</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ 取引</td> <td>借入金</td> </tr> </table>	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>	為替予約 取引等	外貨建債権債務及び外貨建 予定取引	金利スワップ 取引	借入金	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>同左</p>
<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>							
為替予約 取引等	外貨建債権債務及び外貨建 予定取引							
金利スワップ 取引	借入金							

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) ヘッジ方針 当社は、通常の営業過程における輸出入取引に係る為替変動リスクを軽減するため、為替予約取引等を行っており、調達資金の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を行っています。なお、投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 為替予約等を外貨建債権債務取引に付することで、将来の円貨でのキャッシュ・フローを固定していることから、振当処理を実施しており、事後テストの要件は満たしております。また、事前テストとして、為替予約等の契約締結時にリスク管理方針に従っていることを確認しております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性評価を省略しております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

会計方針の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は147,741百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	—	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は147,728百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響は軽微であります。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	(半製品・仕掛品の区分変更) 半製品・仕掛品の区分変更を実施したことにより、半製品が4,294百万円増加し、仕掛品が同額減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 196,630百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 200,883百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 198,427百万円
※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 有形固定資産 25,508百万円 投資有価証券 1,832百万円 担保付債務は次のとおりであります。 長期借入金 5,112百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 有形固定資産 23,541百万円 投資有価証券 1,310百万円 担保付債務は次のとおりであります。 長期借入金 4,480百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)	※2 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 有形固定資産 24,276百万円 投資有価証券 1,518百万円 担保付債務は次のとおりであります。 長期借入金 4,794百万円 (一年以内返済予定長期借入金含む)
3 偶発債務 関係会社外の金融機関借入金については下記の支払保証を行っております。 株明治フード マテリア 800百万円 岡山県食品㈱ 700百万円 株アステカ 350百万円 株明治スキー ツプラザ 569百万円 明治アクリア 300百万円 スポーツ㈱ 300百万円 D. F. Stauffer Biscuit 1,153百万円 Co., Inc. P. T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries 330百万円 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 573百万円 Tedec-Meiji Farma S.A. 599百万円 PT CERES MEIJI INDOTAMA 58百万円 従業員 1,124百万円 計 6,558百万円	3 偶発債務 関係会社外の金融機関借入金については下記の支払保証を行っております。 岡山県食品㈱ 498百万円 株アステカ 410百万円 株明治スキー ツプラザ 2,942百万円 D. F. Stauffer Biscuit 1,062百万円 Co., Inc. 明治制果(上海)有限公司 445百万円 明治制果食品工業(上海)有限公司 276百万円 P. T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries 230百万円 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 415百万円 Tedec-Meiji Farma S.A. 196百万円 PT CERES MEIJI INDOTAMA 262百万円 従業員 927百万円 計 7,668百万円	3 偶発債務 関係会社外の金融機関借入金については、下記の支払保証を行っております。 岡山県食品㈱ 599百万円 株アステカ 400百万円 株明治スキー ツプラザ 2,150百万円 明治アクリア スポーツ㈱ 260百万円 D. F. Stauffer Biscuit 943百万円 Co., Inc. PT CERES MEIJI INDOTAMA 239百万円 P. T. Meiji Indonesian Pharmaceutical Industries 230百万円 明治制果(上海)有限公司 471百万円 Tedec-Meiji Farma S.A. 471百万円 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 434百万円 従業員 1,030百万円 計 7,230百万円
なお、上記には、外貨建保証債務として、 D. F. Stauffer Biscuit Co., Inc. 1,153百万円、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 573百万円、 Tedec-Meiji Farma S.A. 599百万円、 PT CERES MEIJI INDOTAMA 58百万円の支払保証が含まれております。	なお、上記には、外貨建保証債務として、 D. F. Stauffer Biscuit Co., Inc. 1,062百万円、 明治制果(上海)有限公司 445百万円、明治制果食品工業(上海)有限公司 276百万円、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 415百万円、 Tedec-Meiji Farma S.A. 196百万円、 PT CERES MEIJI INDOTAMA 262百万円の支払保証が含まれております。	なお、上記には、外貨建保証債務として、 PT CERES MEIJI INDOTAMA 239百万円、 明治制果(上海)有限公司 471百万円、 Tedec-Meiji Farma S.A. 471百万円、 D. F. Stauffer Biscuit Co., Inc. 943百万円、 Thai Meiji Pharmaceutical Co., Ltd. 434百万円、の支払保証が含まれております。

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
4 受取手形(輸出手形)割引高 128百万円	4 受取手形(輸出手形)割引高 30百万円	4 受取手形(輸出手形)割引高 102百万円
※5 中間会計期間末日満期手形の会計処理 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 853百万円	※5 中間会計期間末日満期手形の会計処理 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末日残高に含まれております。 受取手形 352百万円	※5 事業年度末日満期手形の会計処理 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末日残高に含まれております。 受取手形 372百万円
※6 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※6 消費税等の取扱い 同左	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 特別利益の主要な項目 固定資産売却益 181百万円 (土地売却 181百万円)	※1 特別利益の主要な項目 固定資産売却益 1,356百万円 (土地売却 1,355百万円)	※1 特別利益の主要な項目 固定資産売却益 210百万円 (土地売却 204百万円)
※2 特別損失の主要な項目 固定資産廃棄損 839百万円	※2 特別損失の主要な項目 固定資産廃棄損 482百万円	※2 特別損失の主要な項目 固定資産廃棄損 1,668百万円
3 減価償却実施額 有形固定資産 5,678百万円 無形固定資産 245百万円 計 5,923百万円 —	3 減価償却実施額 有形固定資産 5,592百万円 無形固定資産 448百万円 計 6,040百万円 ※4 当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	3 減価償却実施額 有形固定資産 11,864百万円 無形固定資産 734百万円 計 12,598百万円 —

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	4,267	54	15	4,306
合計	4,267	54	15	4,306

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	6,364	68	6	6,427
合計	6,364	68	6	6,427

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 株式数
自己株式				
普通株式	4,267	2,122	24	6,364
合計	4,267	2,122	24	6,364

※ 普通株式の自己株式の株式数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得による2,000千株、及び単元未満株式の買取による122千株によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)
機械装置 973	446	526
車両 運搬具 958	178	780
工具器具 備品 3,080	1,711	1,368
合計 5,011	2,336	2,675
なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料中間期末残高相当額	② 未経過リース料期末残高相当額
1年以内 1,014百万円	986百万円	1年以内 1,020百万円
1年超 1,661百万円	1,742百万円	1年超 1,693百万円
合計 2,675百万円	合計 2,729百万円	合計 2,714百万円
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額	③ 支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料 567百万円	支払リース料 598百万円	支払リース料 1,132百万円
減価償却費相当額 567百万円	減価償却費相当額 598百万円	減価償却費相当額 1,132百万円
④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法	④ 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左
⑤ 減損損失について	⑤ 減損損失について	⑤ 減損損失について
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	同左	同左

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり純資産額	389.15円	383.09円	391.76円
1 株当たり中間(当期)純利益	1.68円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	6.65円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	10.66円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については潜在株式がないため記載しておりません。

(注) 1 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 平成18年9月30日現在	当中間会計期間末 平成19年9月30日現在	前事業年度末 平成19年3月31日現在
純資産の部の合計額	148,353百万円	145,231百万円	148,545百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	—	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	148,353百万円	145,231百万円	148,545百万円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	381,228千株	379,108千株	379,170千株

2 1 株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益	638百万円	2,520百万円	4,061百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	638百万円	2,520百万円	4,061百万円
普通株式の期中平均株式数	381,251千株	379,142千株	380,950千株

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	<p>平成19年6月27日開催の取締役会において、第3回無担保国内普通社債の発行が出来る旨、決議いたしました。その内容は、次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)発行総額 200億円 (2)発行利率 年2.2%以下 (3)払込金額 額面100円につき100円 (4)発行予定期間 平成19年7月から平成19年9月まで (5)年限 5年 (6)償還方法 満期一括償還 (7)資金使途 社債償還資金

(2) 【その他】

中間配当について

平成19年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

① 中間配当による配当金の総額 1,326百万円

② 1株当たりの金額 3円50銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成19年12月6日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行う。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) 自己株券
買付状況報告書 | 自 平成19年3月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年4月10日
関東財務局長に提出。 | |
| (2) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第148期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書
(普通社債) | | | 平成19年6月27日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 発行登録追補書類
(普通社債) 及び
その添付書類 | | | 平成19年7月19日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 発行登録書
(普通社債) 及び
その添付書類 | | | 平成19年11月29日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

明治製菓株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 

業務執行社員 公認会計士 岩澤 浩司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治製菓株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治製菓株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 7 日

明治製菓株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 

業務執行社員 公認会計士 岩澤 浩司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治製菓株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治製菓株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、一部の連結子会社はスポーツクラブ店舗運営に要する人件費等の経費を従来の販売費及び一般管理費から売上原価として処理する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

明治製菓株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩澤浩司 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治製菓株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第148期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治製菓株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月 7 日

明治製菓株式会社

取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員 公認会計士 利根川 宣保 
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩澤 浩司 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている明治製菓株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第149期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治製菓株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。